

市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

三木市では、3月1日から「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、感染防止対策に努めているところであり、国では4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、これを受けて兵庫県も新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針による感染拡大防止に努めているところです。

4月13日には、兵庫県は対処方針を改訂し、休業要請を行う施設を明確にしたことにより、三木市も公共施設の対策を一部変更し、また、市民の皆様にも感染拡大を防止するための行動について今一度強くお願いするものです。

さて、連日、兵庫県などから新型コロナウイルスへの感染症患者の情報が多数発表されています。

感染症患者に対しましての年齢・性別・職業・居住地・経過症状・濃厚接触者（感染している可能性がある方）・行動歴等の聞き取り調査は、法に基づき兵庫県が実施しています。なお、本人が住所地などの公表に同意されない場合は、加東健康福祉事務所管内（三木市を含む北播磨地区の5市1町）といった表現で発表されています。

濃厚接触者等の調査も兵庫県が行い、必要な方にはPCR検査を実施しており、消毒や隔離などの感染拡大防止に措置が必要な場合も、兵庫県からの指導に従うことになっています。

したがって、現在、兵庫県からの指導を受けていない方は、公表されている感染症患者からの感染リスクは低いものと判断できます。

これまでの兵庫県の公表においては、加東健康福祉事務所管内に居住地のある方からも感染が発生しており、これには市民の皆様も危機感を持っていただき、今までからお願いしています不要不急の外出を控える、手洗いうがい、咳エチケットなどをさらに徹底していただくことをお願いします。

最後に、患者、家族等の人権尊重・個人情報保護することについては、十分にご理解とご配慮をお願いします。

三木市新型コロナウイルス対策本部長

三木市長 仲田 一彦

市民の皆様へお願い

- (1) 手洗いや咳エチケットを徹底し、不要不急の外出を控えてください。
- (2) 軽い風邪症状(のどの痛み、咳、発熱など)でも外出を控えてください。
- (3) 発熱のある方、強いだるさや息苦しさのある方は、受診する前に医療機関へ電話でご相談ください。
- (4) 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で、人と人が至近距離に滞在する場所でのイベントなどへの参加を控えてください。
- (5) 国や県、市から発信する情報を基に、冷静に行動してください。

市の対策について

※今後の状況により変更する場合があります

- (1) 公共施設 三木市の公共施設は5月6日まで屋内、屋外とも原則として閉鎖します。
- (2) 社会福祉施設など 感染防止対策を徹底した上で事業を継続します。利用される方は可能な限り自粛してください。
- (3) 自治会公民館 緊急時を除き、閉鎖を要請します。
- (4) 幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校 5月6日まで休園・休校。
- (5) 保育園・認定こども園 感染防止対策を徹底した上で事業を継続します。利用される方は可能な限り自粛してください。

※受入可能な保護者

- ① 医療機関に従事する者(病院、診療所、薬局など)
- ② 社会福祉施設に従事する者(こども園、保育所、アフタースクール、介護保険施設など)
- ③ 警察、消防に従事する者
- ④ 生活必需物資販売に従事する者(卸売市場、食料品売場・百貨店・ホームセンター等における生活必需物資売場、コンビニエンスストアなど)
- ⑤ 公共交通機関に従事する者(バス、鉄道、航空など)
- ⑥ その他やむを得ず保育が必要と認められる保護者

市職員の勤務体制について

※今後の状況により変更する場合があります

5月6日まで三木市職員の勤務体制を原則2交代制とし、土・日・祝日を含め隔日勤務とします。

※ 消防業務等については対象外とします。

※ 窓口業務は通常どおり月曜日から金曜日となります。(祝日を除く)

市民の皆様にはご不便をおかけしますが、可能な限り市役所への来庁を控えていただくようお願いします。

● コンビニでの証明書の交付

マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方は、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で「住民票の写し」「印鑑登録証明書」を取得できます。

● 郵送申請

「住民票の写し」「戸籍謄本」などは、郵送による申請で証明書を取得できます。詳しくは市民課市民係へお問い合わせください。☎0794-82-2000(代表)